

フリーランス法の施行に伴い

令和7年4月1日より

シルバー人材センターの契約方法を見直します

◎ フリーランス法とその目的

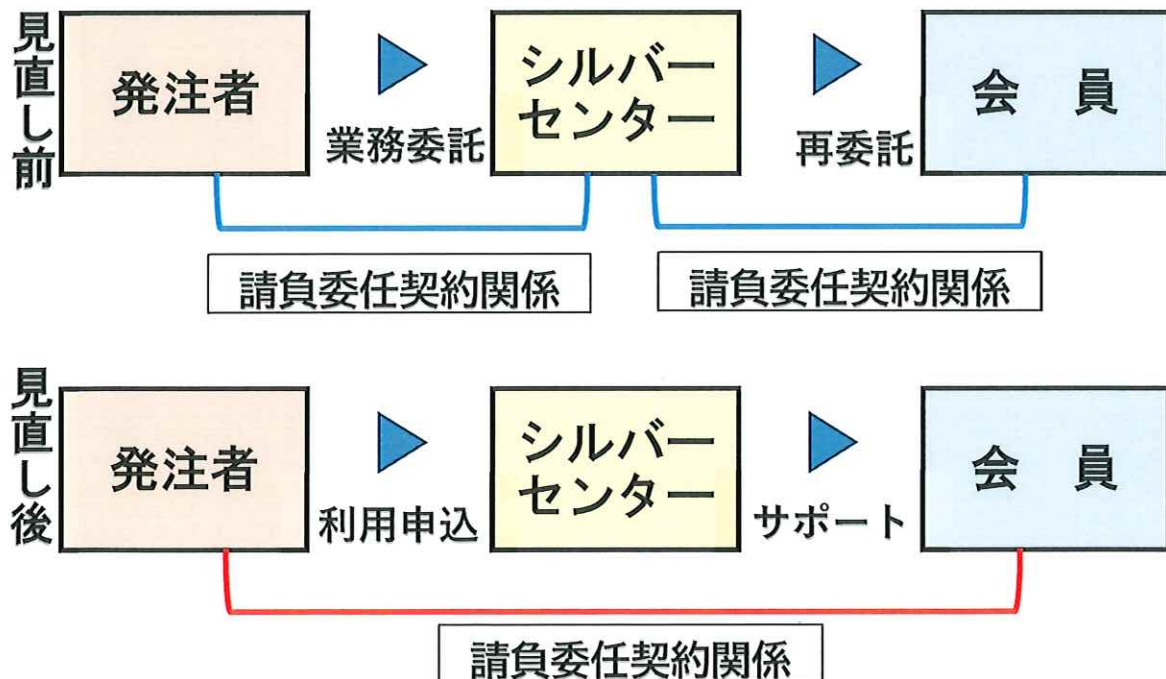
「フリーランス法」（正式名称「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」R6.11.1施行）は、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されました。具体的には、フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的としています。**請負委任契約で働いているセンター会員もフリーランスに位置づけられます。**

（※派遣契約会員はフリーランスではありません）

発注事業者の義務…契約条件（業務内容・報酬の額など）の明示ほか

◎ なぜ、契約方法の見直しが必要なのか

現行の契約方式では、シルバー人材センターは発注者から仕事の依頼を受け、会員に再委託する形を取っており、発注者と会員の間には直接関係が生じる構造になっていません。このため、フリーランスである会員が、法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、**厚生労働省からも出来る限り速やかに契約方法を見直そう、方針が示されています。**



◎ 新しい契約関係

新たな方法では、発注者はセンター利用規約と会員業務就業規約に同意の上、センターと利用契約を結びます。センターは利用契約をもとに「会員業務仕様書」を作成し、会員に就業条件を明示します。会員が業務仕様書に同意することで、**発注者と会員の間には請負委任契約関係（直接の関係）**が生じます。これにより、発注者・センター・会員間の包括契約関係が成立します。

契約方法の見直しによる変更点

現行では、発注者はセンターに対し、業務一式を業務委託契約しておりましたが、変更後は以下の①②の内訳で発注することになります。

①センターに対するマッチングや調整等の業務委託（センター利用契約）

②会員業務委託契約（依頼する仕事）

なお、契約方法の見直し後においても、センターは**これまでと変わらないサービスを提供しますので、発注者の皆様は、安心してセンターをご利用くださいますようお願いいたします。**

◎ 新契約（包括契約）の流れ

<p>新 規約への同意</p>	<p>新たな内容となります。 発注前にセンター利用規約及び会員業務就業規約をご確認のうえ、ご同意ください。</p>
<p>発注の準備</p>	<p>手続きは現行と変更ありません。 センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様等を調整します。</p>
<p>新 センター利用契約の締結</p>	<p>新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。なお、変更点として、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となり、センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うこととなります。</p>
<p>新 会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立</p>	<p>新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。 フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に提示します。会員が内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。</p>
<p>新 業務委託料の請求</p>	<p>新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料と2種類に区分された請求となります。センターがまとめて請求いたしますので、手続きは変わりません。</p>
<p>新 適格請求書の発行</p>	<p>センター分の業務委託料（事務費等）に係る適格請求書は発行します。 会員分の業務委託料（作業料等）に係る適格請求書は発行できません。 ※別紙参照</p>

契約方法の見直しによる 消費税の課税関係が変わります

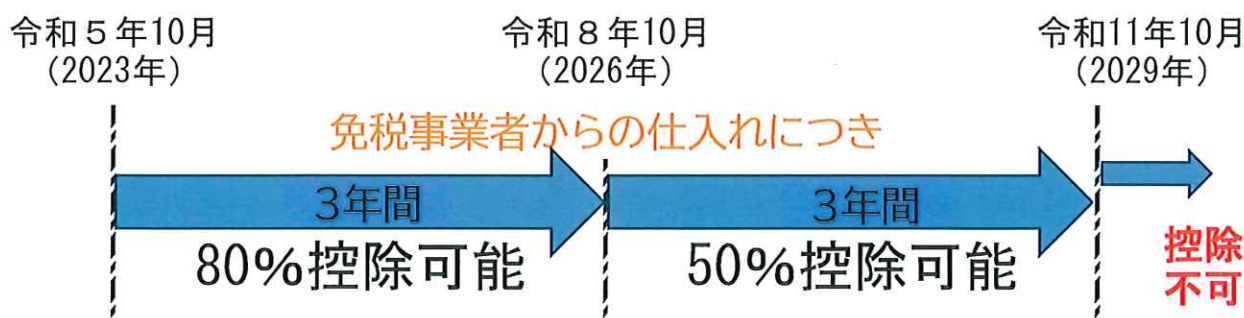
シルバー人材センターが発注者からいただく料金は、「**会員業務委託料（会員が手にする報酬）**」「**センター業務委託料（事務費）**」の2つで構成されています。このうち、「**会員業務委託料**」については、新たな契約方法では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。

そのため、「**センター業務委託料**」については消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、「**会員業務委託料**」については、交付することができません。この場合、本来であれば会員が「**会員業務委託料**」に係るインボイスを交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「**消費税免税事業者**」であるため、**適格請求書（インボイス）を発行することが出来ません**

会員業務委託料の消費税相当分が仕入れ控除不可となります

上記の通り、会員業務委託料はインボイスを発行することが出来ませんので、消費税計算時において会員業務委託料の消費税分（概ね10/110）については、仕入税額控除不可となり発注者の消費税納税額の増額となってしまいます（**現在は経過措置が設けられています 下記の通り**）

インボイス制度の経過措置



発注者の皆様におかれましては、契約方法の見直しに当り、ご負担をお掛けし、当センターとしても大変心苦しくはありますが、国の方針に則った法律順守及び税法上の事項であり、当センターとしては如何ともし難くご理解をお願いいたします。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化法)の概要

趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概要

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。
- (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。
- (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。
- (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。
※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内)
- (3) 特定受託事業者との業務委託(政令で定める期間以上のもの)に関し、①～⑦の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。
 - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
 - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
 - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
 - ④ 通常相場に比若く低い報酬の額を不当に定めること
 - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
 - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。

4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。

5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。

施行期日 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日